

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、甲奴郡上
下町矢野土地改良区の定款変更を平成十九年六月二十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算し
て六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起すること
ができる。

平成十九年六月二十八日

広島県福山地域事務所長 宇都宮

健